

■労働者派遣事業有効期間【更新申請】のながれ

労働者派遣事業の有効期間は、初回は3年、2回目以降は5年です。有効期間満了後も引き続き労働者派遣事業を行おうとする場合は、**満了日の3か月前までに更新申請**を行う必要があります。

※なお、申請書等提出期限については、あらかじめ当該期限の約50日前に郵送しております、「労働者派遣事業許可有効期間満了のお知らせ」に記載しています。

事前相談

※要事前予約
TELまたは来室

更新申請は有効期間満了日の3か月前までに行う必要があるため、更に1か月程度の余裕をもってご相談ください（おおよそ満了日の4～4.5か月前）

《持参いただくもの》①直近の決算書の「貸借対照表」 ②あれば作成中の書類

【事前相談における確認事項】

○役員等の変更の有無

※変更の手続きは更新申請の前に完了する必要があります

○資産要件の確認

※直近の決算で以下①②③をすべて満たしていることが必要です。

①**現預金1,500万円以上** ②**基準資産2,000万円以上** ③**②が負債額の1/7以上**

○『キャリア形成支援制度』、『雇用安定措置』に関する要件

※有効期間中、許可基準を満たす実施状況であったかを確認します

○更新後の事業計画について

※派遣業務、派遣労働者の属性等に変更があれば計画書へも反映が必要です

派遣元責任者講習 受講

・派遣元責任者講習の受講

⇒ 福島労働局または厚生労働省のHPから申込みのサイトへ移動可能です。

※3年以内に受講している必要があります。

申請書類の作成

- ・申請について随時ご相談・ご質問をお受けしております。
- ・申請前の書類チェックも行っております。（メールも可）

申請

●申請方法：窓口持参・郵送・e-Gov電子申請

●申請手数料：**収入印紙 55,000円**（1事業所分）

※申請書には**貼らずに**提出してください。（最少枚数でご準備ください）

受理

・福島労働局にて受理した後、申請内容の**審査**※を行います。（申請書記載内容全て）

※派遣事業運営、雇用管理体制、キャリア形成支援制度（教育訓練計画）、事業所等の申請内容の審査

おおむね
3か月

・厚生労働省における審査および労働政策審議会の意見聴取の手続きを経て、許可の可否が判断されます。

許可証の交付

「許可証交付式及び事業運営に関する講習会」を福島労働局にて開催

※詳細は別途ご案内します。原則として毎月1日開催ですが前後する場合があります。

各種お問合せ・
事前相談ご予約は

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室

〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎3階

☎ 024-529-5746

◆開庁時間 8:30～17:15
月～金（土日祝、年末年始を除く）